

4 公立中学校等における休日の部活動の地域移行

1 公立中学校等における休日の部活動の地域移行に伴う必要な財源の確保

【提案内容】

提出先 文部科学省、スポーツ庁、文化庁

(1) 地方自治体が、国が示したガイドラインを踏まえ、円滑に休日の部活動の地域移行に取り組むとともに、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が安心して地域クラブ活動の受け皿を担えるよう、**必要となる経費の全体像を示すこと。**

また、改革推進期間である令和7年度の実証事業においては、体制整備や指導者の確保等を実現するため、**上限額を定めることなく、必要な財源を、原則、全額国庫負担で措置すること。**

さらに、改革推進期間後においても、生徒やその保護者、地方自治体や地域スポーツクラブなどに新たな費用負担を生じさせることなく、生徒が従来どおり低廉な負担でスポーツや文化芸術等の活動を継続できるよう、部活動の地域クラブ活動への移行を実現するために**必要な財政措置を継続的に講じること。**

加えて、各地方自治体が、地域の実情に応じた多様な手法で取り組めるよう、**柔軟に活用できる財政措置を講じること。**

◆現状・課題

国は、令和4年12月27日に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を示し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指している。

本県では、令和5年7月現在、県内国公立中学校等413校で、全生徒の約80.5%に当たる約16万200名が部活動に加入している。また、県内においては地方自治体ごとに地域クラブや指導者の数に差があり、財政規模も異なる。

休日の部活動の地域移行の実現に向けては、生徒、保護者や地域クラブ活動の担い手となるスポーツ・文化芸術団体等の関係者に協力いただくために、国が必要となる経費の全体像を算出し、国において十分な財政措置を講じることを示すことで、地域移行への不安感を解消する必要がある。

また、指導者への謝金や施設使用料、保険への加入等の費用については、受益者負担とした場合、経済的に困窮する家庭の生徒においては、活動機会が奪われてしまう懸念がある。

令和5年度から行われている実証事業は、国の委託事業であり、本来は、全額国庫委託費で賄われるべきものであるが、実際には、国の予算額の範囲で各自治体への配分額が決められているため、不足額は地域クラブや自治体、受益者（保護者、生徒）が負担せざるを得ず、実証事業に参加できない自治体もあることから、実証事業の本来の目的が充分に果たせていない状況にある。

そのため、令和7年度の実証事業においては、実証事業に必要な財源を、原則、全額国庫負担で措置することが必要である。

県内のいくつかの地域クラブで、学校部活動に代わる地域クラブ活動を請け負うために必要な年間の費用を試算したところ、1種目当たりおよそ300～450万円程度必要となるため、国の財政措置が不十分な場合は、地域クラブや自治体、受益者の負担が大きなものとなりかねない。

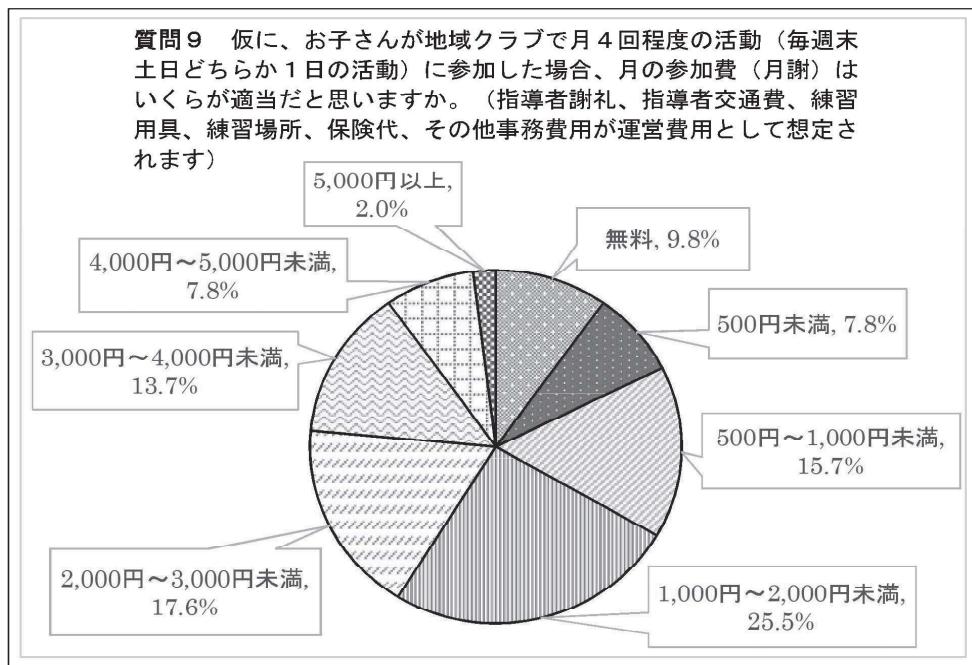
川崎市が保護者に対して行ったアンケートでは、地域クラブ活動の月当たりの妥当な費用の目安は、1,000～3,000円と回答する割合が多かったが、現実的にはそれを上回る受益者負担が必要になる。

改革推進期間後において、持続的に地域クラブ活動を行い、生徒の活動機会を確保していくためには、地域クラブや自治体、受益者に過度な費用負担が生じないよう、国において十分かつ継続的な財政措置を講じる必要がある。

また、市町村や学校、部活動の種目ごとに、実情や課題が異なり、解決に向けて様々な手法がとられることが想定されるため、取組に格差が生じることがないよう柔軟に活用できる財政措置が必要となる。

◆実現による効果

国が、必要となる経費の全体像を示すとともに、継続的かつ万全な財政措置を講じることで、生徒や保護者にとっては、低廉な負担でスポーツ・文化芸術等の活動を継続することができ、地方自治体も財政規模にかかわらず県全域で部活動の地域移行を推進できる。



(出典：令和4年度地域運動部活動推進事業 休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究 成果報告書より抜粋（川崎市）)

(神奈川県担当課：文化スポーツ観光局スポーツ課、文化課、教育局保健体育課、子ども教育支援課、生涯学習課)

- (2) 当面の間は学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、市町村が必要な部活動指導員を配置できるよう、**国において十分な財政措置を講じること。**

◆現状・課題

国から示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について、学校施設を活用した活動に指導者を派遣する体制や、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制を直ちに整備することが困難な場合は、当面、学校部活動の地域連携として、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することとされている。

また、令和6年度当初予算においても、中学校における部活動指導員の配置支援事業は令和5年度の14億600万円より拡充し17億9千400万円（スポーツ庁14億5千600万円、文化庁3億3千800万円）計上されている。

本県においても、段階的な体制整備を進めるにあたり、今後の教員の負担軽減及び地域クラブ活動へ移行する際の指導者確保のためにも、部活動指導員の配置は大変効果的と考えている。しかし、現在の補助割合は国1／3、県1／3、市町村1／3となっており、財政規模の小さい市町村にとっては費用負担が大きく、政令市を除く30市町村のうち17市町村は部活動指導員の配置を断念せざるを得ない現状がある。

令和6年度県内市町村の部活動指導員の配置希望状況（政令市除く、令和6年4月時点）

配置希望あり（9市4町）	配置希望なし（7市、9町、1村）
横須賀市、藤沢市、葉山町、厚木市、 海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、 平塚市、秦野市、中井町、大井町、 小田原市	鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、寒川町、 大和市、清川村、伊勢原市、大磯町、 二宮町、南足柄市、松田町、山北町、 開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

国の補助事業活用時の部活動指導員一人当たりの市町村負担額=約15万円[令和4年度実績]

◆実現による効果

国が、部活動指導員について、万全な財政措置を講じることで、生徒の活動環境を充実させ、また、将来の地域における指導者確保につながり、財政規模にかかわらず県全域の地方自治体で部活動の地域移行を推進することができる。

（神奈川県担当課：教育局保健体育課、子ども教育支援課、生涯学習課）